

概要版



第2期 常陸大宮市 子ども・子育て支援事業計画

(計画期間 令和2年度～令和6年度)

令和2年3月
常陸大宮市

1. 計画策定に当たって

計画策定の趣旨

常陸大宮市(以下「本市」という。)では、平成22(2010)年度に策定した「常陸大宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)」の方向性を継承しながら、「子ども・子育て支援法」の趣旨を踏まえた「常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画」を平成27(2015)年度に策定し、子育て環境の計画的な整備に取り組んできました。

今回、「常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画」が本年度で計画期間満了を迎えることから、これまでの取組の成果や課題の分析などを行った上で、本市の最上位計画である「常陸大宮市総合計画」などとの整合を図りながら、子育て環境の整備などを着実に推進するため令和2(2020)年度を初年度とする「第2期常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

計画の基本的視点

(1) 子供の視点

本計画の推進に当たっては、子供の幸せを第一に考え、子供の利益が最大限に尊重されるように配慮することが必要です。特に、子育ては男女が協力して行うべきものという視点に立った取組が必要です。

(2) 次代の親づくりという視点

子供は次代の親になるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子供の健全育成のための取組が必要です。

(3) サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行などの社会環境の変化、市民の価値観の多様化、子育て家庭の生活実態や子育て支援に関わる利用者ニーズの多様化など、これらに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要です。

(4) 社会全体による支援の視点

子育て育成支援は、父母などの保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を推進します。

(5) 仕事と生活の調和を実現する視点

働き方の見直しにより、仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する市民の希望を実現することになります。このような地域社会を構築できるように、行政をはじめ企業などの関係者が、創意工夫して事業を展開します。



(6) 全ての子供と家庭への支援の視点

子育て育成支援は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化などの問題を踏まえ、広く全ての子供と家庭への支援という観点から推進することが必要です。

また、「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、子供の人権の尊重と最善の利益を主として考え、障害、疾病、貧困及び虐待をはじめとする様々な理由により社会的支援を要する児童や家族を含め、広く「全ての子供と家庭」への支援という視点から、多様なニーズに対応した取組を進めます。

(7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

本計画の推進に当たっては、様々な地域活動団体や森林などの豊かな自然環境、地域に受け継がれる伝統文化などもあることから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用する取組を推進します。また、保育所や学校施設などをはじめとする各種の公共施設の活用を図ることも必要です。

(8) サービスの質の視点

サービスの質を評価し、向上させていくという視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価などの取組を進めることが必要です。

(9) 地域特性の視点

人口構造や産業構造、社会資源の状況など地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、本市の特性を踏まえた主体的な取組を推進します。

(10) 父親、母親及び家庭の役割という視点

父親、母親及び家庭の在り方は、子供の人格形成において多大な影響を与えるものであり、それぞれの役割を認識の上、豊かな人間性の育成のための取組を進めることが必要です。

基本理念



1. 将来を担う子供たちが心身ともに健やかに成長できるよう、愛情豊かな環境づくりを目指します。
2. 安心して子供を産み育てることができ、それを社会全体で祝福できるような環境づくりを目指します。
3. 子育ての意義と喜びを実感でき、それを社会全体で支援できるような環境づくりを目指します。



2. 施策の体系

基本理念を実現するために、基本的視点やアンケート調査結果を踏まえて、「第2期常陸大宮市子ども子育て支援事業計画」に引き継ぎ、次の3つの目標を設定し、施策を推進します。

計画の目標

目標1

子育てをまち全体で支える体制をつくる

全ての子供と家庭を対象に、保育サービスをはじめとした子育て支援サービスをきめ細かく実施し、だれもが子育ての喜びを実感できるように施策の充実を図ります。

目標2

安心して子供を産み育てられるまちをつくる

仕事と家庭生活の調和を実現できるように、親の意識改革とともに職場環境づくりを促進します。

また、子供たちが交通事故や犯罪の危険に遭わないように、生活環境・教育環境の整備・充実を目指して、明るく住みよい地域づくりを住民と地域、市が協働で推進します。

目標3

子供を慈しむまちをつくる

安心して子供を産み、育てることができるように、母子保健事業を中核にして子供と親の健康づくりを支援します。

また、食育の推進による人間形成、思春期における悩みや不安に対する保健対策など次代の親となる世代の育成を図ります。

基本施策

1 地域における子育て支援

2 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

1 職業生活と家庭生活との両立の推進

2 子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

3 子育てを支援する生活環境の整備、子供等の安全の確保

1 母親及び乳幼児等の健康の確保及び増進

2 新しく親となる世代の育み

個別施策・事業

① 地域における子育て支援サービスの充実

- ★子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) ★地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)
- ★利用者支援事業(子育て世代包括支援センター事業) ★乳児家庭全戸訪問事業 ★養育支援訪問事業
- ★子育て短期支援事業(ショートステイ)

② 保育サービスの充実

- ★一時預かり事業 ★延長保育事業(時間外保育事業) ★病児保育事業(病児・病後児保育事業)

③ 子育て支援情報の提供とネットワークづくり

④ 児童・生徒の健全育成

- ★放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

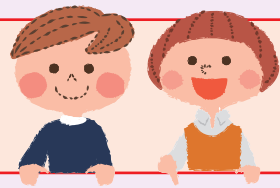
⑤ 多様な文化を持った子供と家庭への支援

① 児童虐待防止対策の充実

③ 障害児施策の充実

② ひとり親家庭の自立支援の推進

④ 経済的困難を抱える家庭への支援



① 仕事と子育ての両立の推進

① 子供の生きる力の育成に向けた教育内容の充実

② 家庭や地域の教育力の向上

③ 子供を取り巻く有害環境対策の推進

① 良好な居住環境・住宅の確保

② 安全な道路交通環境の整備や子供の交通安全の確保

③ 安心して外出できる環境の整備

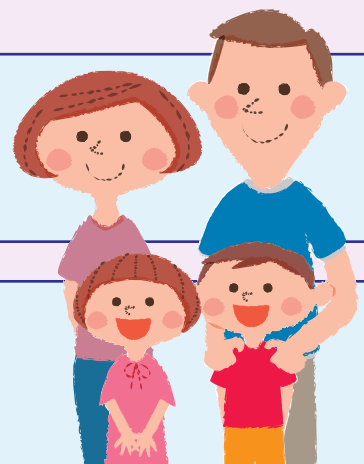
④ 子供が犯罪の被害に遭わない安全・安心まちづくりの推進

① 子供や母親の健康の確保

② 「食育」の推進

③ 小児医療の充実

- ★妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健診)



① 思春期保健対策の充実

② 次代の親の育成

★子ども・子育て支援制度に基づき、見込量の設定や、その確保策を定める事業



3. 子ども・子育て支援制度に基づく 目標設定

量の見込と確保策

本市では、一部の地域で人口増がみられるものの、生活圏域等を考慮し、区域設定をすることが必ずしも教育・保育のサービス向上につながるとは言いえないことから、市全域を一つの教育・保育提供区域とすることとします。

幼児期の学校教育・保育給付

区 分			計 画				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込	1号認定	幼稚園	108人	105人	100人	97人	94人
		教育ニーズ(幼稚園希望)	16人	16人	15人	15人	14人
	2号認定	保育所	525人	509人	493人	477人	458人
		計	541人	525人	508人	492人	472人
	3号認定	0歳児	82人	81人	81人	80人	78人
		1・2歳児	281人	277人	272人	269人	262人
計		363人	358人	353人	349人	340人	
確保策	1号	幼稚園,認定こども園,幼稚園,保育所	172人	172人	172人	172人	172人
		新制度に移行しない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	2号	教育ニーズ(幼稚園,認定こども園)	19人	19人	19人	19人	19人
		保育ニーズ(保育所,認定こども園)	600人	600人	600人	600人	600人
		企業主導型保育施設の地域枠	0人	0人	0人	0人	0人
	3号	保育所	368人	368人	368人	368人	368人
		地域型保育事業	23人	23人	23人	23人	23人
		企業主導型保育施設の地域枠	6人	6人	6人	6人	6人

区 分		対象年齢	利用できる施設等
1号認定	教育標準時間(4時間)	3~5歳	認定こども園,幼稚園
2号認定	保育短時間(8時間)	3~5歳	認定こども園,保育所
	保育標準時間(11時間)		
3号認定	保育短時間(8時間)	0~2歳	認定こども園,保育所,地域型保育事業所
	保育標準時間(11時間)		

地域子ども・子育て支援事業



以下の事業について、量の見込及び確保策を設定します。

事業名	概要	目標事業量
①利用者支援事業 (子育て世代 包括支援センター)	<p>子供またはその保護者,若しくは妊娠している方に対し身近な場所で,教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに,関係機関との連絡調整等を実施する事業です。</p> <p>本市では,子育て世代包括支援センターとして実施しています。</p>	1か所
②地域子育て 支援拠点事業 (地域子育て 支援センター)	<p>公共施設や保育園,公民館等の地域の身近な場所で,乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談,情報提供等を実施する事業です。</p> <p>児童数の減少や共働きの保護者が増加することにより,利用者数の減少が想定されますが,利用率を高めるためのPRの強化や,事業内容の充実を図ります。</p> <p>本市では,地域子育て支援センターとして実施しています。</p>	7か所
③妊婦に対して 健康診査を実施する 事業(妊婦健診)	<p>妊婦は出産するまで,産婦は産後2週間及び1か月健診にかかる費用を助成する事業です。</p> <p>対象者数(人口推計の次年度の0歳児人口を対象者と想定)は,170人程度で,微減で推移すると想定されます。</p>	全ての妊婦
④乳児家庭 全戸訪問事業	<p>生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し,養育環境の把握,子育てに関する相談・助言等の支援を行う事業です。</p> <p>対象者数(人口推計の0歳児人口を出生数と想定)は,170人程度で,微減で推移すると想定されます。</p>	全ての対象家庭
⑤養育支援 訪問事業等	<p>養育支援が必要な家庭を訪問し,保護者の育児,家事等の支援を行う事業です。</p> <p>児童数の減少が想定される一方で,支援が必要な家庭が増加傾向にあることから,12件程度を見込みます。</p> <p>家庭・児童への適切な支援が行われるよう,要保護児童対策地域協議会(常陸大宮市子ども家庭支援ネットワーク)の関係機関を中心に情報を共有し連携していきます。</p>	12件
⑥子育て短期支援事業 (ショートステイ)	<p>子育て短期支援事業は,保護者の疾病や仕事等により,家庭において子供を養育していくことが一時的に困難な場合に利用できる事業です。</p> <p>本市においても,支援が必要と思われる世帯もあることから広報誌等を活用しPRの強化に努めます。</p>	3か所
⑦一時預かり事業	<p>一時預かり事業は,家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について,主として昼間において,保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。</p> <p>預かり保育(在園児を対象にした一時預かり)は実績ベースでのニーズ量は低く,児童数の減少から微減で推移することが想定されますが,保育の無償化に伴い一定のニーズ量が増加した場合は柔軟に対応していきます。</p>	<p>○幼稚園の預かり保育 延べ2,999人 6か所</p> <p>○在宅児童等 1,851人※ 14か所 ※ファミサボ含む</p>



事業名	概要	目標事業量
⑧病児保育事業 (病児・病後児保育事業)	<p>病児・病後児保育事業は、地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等で緊急的な対応等を行う事業です。</p> <p>本市においては、病児保育1施設、病後児保育2施設で受入れを行っていますが、利用者のニーズも高いことからサービス内容の充実について検討を進めていきます。</p>	延べ373日 3か所
⑨延長保育事業 (時間外保育事業)	<p>保育所利用者を対象に、通常の延長保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。</p> <p>児童数は減少傾向にありますが、保護者の就労形態の多様化により、延長保育ニーズは増加すると想定されることから、現状程度の利用人数を見込みます。</p>	15園で実施
⑩放課後児童健全 育成事業 (放課後児童クラブ)	<p>主に保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図るものです。</p> <p>児童数が減少する一方で、就労形態の多様化により、更にニーズが高くなると想定され、低学年は370人前後で推移すると想定されます。</p> <p>現在、市内には12クラブ(公立6か所、私立6か所)があり、待機児童はいませんが、高学年の拡充についても検討を進めていきます。</p>	12か所 定員572人
⑪子育て援助活動 支援事業 (ファミリー・サポート・ センター事業)	<p>ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図ることを目的とする事業です。</p> <p>※一時預かり事業の利用者数は別途計上しているため、本事業には含みません。</p> <p>子育て世帯からの利用ニーズが低いことから実質的な利用は少ないですが、サービス向上の観点からも引き続きPRを強化するとともに会員の増加につながる対策を図っていきます。</p>	1か所

第2期 常陸大宮市 子ども・子育て支援事業計画

発行日：令和2年3月

発行：茨城県常陸大宮市
〒319-2292 茨城県常陸大宮市中富町3135-6

電話：0295-52-1111(代表)

企画・編集：保健福祉部 こども課

市公式ホームページ

<http://www.city.hitachiomiya.lg.jp>

